

文化スポーツ観光部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年1月13日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

文化スポーツ観光部の所管に属する令和4年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

専決規程によると、100万円までの報償費の支出決定は部長の専決事項

とされているが、「第37回横須賀市長杯争奪ゲートボール大会への報償費の支出について」の報償費支出決定の決裁文書において、専決規程で定められた部長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(スポーツ振興課)

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、横須賀市プロモーションアドバイザー専門委員報酬について、令和4年4月分の報酬が同年6月3日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(企画課)